

参議院大蔵委員会會議録第三十一号

昭和三十三年四月十九日(金曜日)午後
一時三十六分開会

委員の異動

四月十八日委員堀見俊二君辞任につき、その補欠として秋山俊一郎君を議長において指名した。
本日委員杉山昌作君辞任につき、その補欠として北勝太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 西川 甚五郎君
大矢 正君
平林 剛君

委員

青木 一男君
秋山俊一郎君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
小柳 牧衛君
田中 茂徳君
土田 国太郎君
吉米地英俊君
宮澤 喜一君
栗山 良夫君
北勝太郎君
前田 久吉君

政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省主計 局法規課長 中尾 博之君
大蔵省管財局長 正示啓次郎君
大蔵省銀行局長 東條 猛猪君
郵政省貯金局長 加藤 桂二君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税 山下 武利君
局税関部長
大蔵省管財局 天野 四郎君
有財産第一課長

本日の会議に付した案件

○国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案(内閣提出)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産特殊整理資金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

議事に入るに先だつて、委員の異動について御報告申し上げます。

昨十八日付をもって堀見俊二君が辞任され、補欠として秋山俊一郎君が委員に選任され、本日付をもって杉山昌作君が辞任、北勝太郎君が選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) まず、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案を議題として、質疑を行います。

別に御質疑はございませんか。御質疑がないようでありますから、質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。御発言はございませんか。御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は先例により、委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

西川 甚五郎 平林 剛
青木 一男 小柳 牧衛
木暮武太夫 秋山俊一郎
土田 国太郎 吉米地英俊
宮澤 喜一 大矢 正
栗山 良夫 北勝太郎

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、関税法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

○大矢正君 この法律のねらいとするところは、俗にいう密輸品を防止する、ないしは関税の目をのがれて今、日本の国内における品物が売買をされ、あるいは輸出される品物が、税関を通過するに際して、税関の他を勉強して参りまして、税関を通過するに際して、参りました折に言われたのであります。今日非常に密貿易が多くなつて、なかには押入に密貿易が多いと、話がありました。この法律の改正によって、保税地域の中における輸入と輸出の品物のすりかえとかいうような形で、多少少くうに面に対する取締りと申しますか、努力は見受けられるのでありますけれども、私はまだこれだけではとうてい完全なものにはならないと思うのであります。その点についての御見解を承わっておきたいと思ひます。

○説明員(山下武利君) 御指摘のように、関税法に關する反則が跡を絶たないといふことは遺憾なことでありまして、われわれとしても、これに対していろいろの方法で善処いたしておるわけでありまして、御承知のように昨今非常に貿易が伸張いたしました関係から、税関の事務も非常に繁忙になつて参りました一面、取締りの方に向ける人手も手薄にならざるを得ない状況であつたわけでありまして、これに対しまして、できるだけ事務の簡素化をいたしまして、重点的に人員の配置をすることと同時に、このたび若干の人員の増加を認められましたので、そういう点につきましては、できるだけ重点的な施策を講じて参りたいと考えております。

この法律の改正案にありますが、保税地域におけるすりかえの防止とか、あるいは外国貿易船以外の往來船の入港届とかいったようなことだけで、万全の施策がとられるというわけではありませんが、しかし、これによつて事態は大いに改善されるものと考えておる次第であります。

○大矢正君 承るるところによりますと、各地の税関では、働いておる人々がオーバー・ロードになつて、非常に時間外の残業というやうなことで、相当の病人まで出してやつておられるけれども、しかし、それだけの努力にかかわらず、なお、かりに時計の例をとると、八割まで密輸品であるというやうなことを先日大阪で承わつて参りました。が、こういふやうにして非常に税関におる人々は努力ををし、多くの病人を出す程度にまで労働強化をしておるといふことは、これは決して私どもはよいことではないし、しかも結果において依然として密輸品が多いという現況にかんがみて、私は、多少今年度の予算その他の中で人員を増加しておるやうでありますけれども、まだまだ現在の人員をもつてはとうてい膨大な密貿易を抑え、密輸を抑えるといふことは困難ではないか。

官庁の中でのいろいろな統計によりまして、税関における何と申しますか、働いておる人々の罹病率といふのですか、そういうものが非常に多い、こういふやうにも聞いておるのであります。が、私はもっと積極的に人員を増

加して、この面に対する取締りと、それから働いておる人々のオーバー・ロードというものを緩和する必要があるのではないかと、かように思うのでありますが、この点に対する政府当局のお考えを承わつておきたいと思ひます。

○説明員(山下武利君) 私たち税関の業務に携つておる者から申し上げますれば、もつと人員の増強をお願いしたいという面もあるわけですが、諸般の事情から、今回百二十名の増員を認められた次第であります。しかしながら、この増員でも非常に現在の繁忙な事務に対しては手助けになるわけでありまして、これをこに人員の不足に悩んでおられます神戸税関、そのほか数税関にきわめて重点的な配分をいたしまして、一方、不要な事務はできるだけ切り捨てて、重点的な事務に精力を集中するというものによつて、事態は大いに改善されるものと考へておるわけでありまして、なお、職員健康管理につきましては十分に注意をいたしておりまして、罹病率も昨今はだんだんと減つておる状況であります。

○委員長(廣瀬久忠君) ほかに御質疑はございませんか。

○吉米地英俊君 一つだけ。どうも今の税関を見ますと、戦前と違つて、各省にまたがって非常に複雑な機構になつておるようですね。そうして、そのために能率が非常に下つてゐる。私も行政改革の方であれをだいいふやつたけれども、困難なことはわかつてゐるのですが、どうも税関の方でもう少し強く合理的な案を打ち出して、主張された方がよくないかと思つてゐるの

ですが、これに対してあなたのほうでは御不便を感じておられないかどうかというところ、並びに将来これの改善のためにもつと強く打ち出したいのだきたい、こういう考えをお持ちののですか、それだけちょっと御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(山下武利君) 御説の通りであります。現在、港灣の行政機構は非常に複雑化いたしております。これに伴ひまして、われわれ税関に携る者も、あるいは業者の方々も、相当不便を感じておられるというところは事実であります。港灣行政の統一化の問題につきましては、われわれもかねてから強く主張しておる次第であります。が、なおまだ実現を見るに至りませんのは、非常に残念なところと存じております。今後この努力はずっと続けて参りたい、かように考えております。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御質疑はございませんか。——御質疑もないやうでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。御発言はございませんか。——御発言もないやうでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。関税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

な。諸般の手續は先例により、委員長に御一任を願ひたいと存じます。

それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

西川基五郎 平林 剛
青木 一男 木暮武太夫
田中 茂穂 秋山俊一郎
土田国太郎 吉米地英俊
宮澤 喜一 大矢 正
栗山 良夫 北 勝太郎
前田 久吉

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、国有財産法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
国の庁舎等の使用調整等に関する法律案

国有財産特殊整理資金特別会計法案
以上、四案を便宜一括議題として、御質疑を願ひます。

○土田国太郎君 国有財産法の一部を改正する法律案ですが、ちよつとわからぬところがありますから、局長にお伺ひいたしますが、この地方審議会が境界を決定されるようにこれにありますが、しかしこの審議会は、そのほかにとりいり仕事をされておるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。この地方審議会というものは、実は今回初めて法律でお認めをいたしたわけでありまして、今日でも法律に基かない閣議決定の委員会を設けていたのであります。これは中央に大蔵省に一つと、各財務局に一つ、全国で十の地方審議会を設けていたものであります。国有財産の具体的な処分案件でございまして、たとえば土田先生がお詳しい群馬その他の、岩花の元の

陸軍の火薬庫がありますが、これを払い下げの場合に、従来は役所だけできめておつたのでありますが、そういうことではいろいろ御批判もございまして、これはぜひ民間各層の御意見を拝承いたしまして、それを非常な貴重な参考として処分をする、こういうことでやつております。従ひまして、具体的な処分を一々審議会にかけておる、かように御了承願ひたいのであります。

○土田国太郎君 この第三十一条の「境界決定」の5です。5に「当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者」とありますが、「その他の権利者」というのは、大体どういふものをいうのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 所有者、あるいは所有者でございせんが、借地をしておられる方、あるいは抵当権を持つておられる方というふうな権利者を意味してゐるわけでございます。

○土田国太郎君 それからこの三十一条の五へいきまして、境界に異議のあつた場合に、六十日以内に、その理由を付して当該各府庁の長に申し出ろという事になつておるんですが、申し出て不服であるという場合にはどうなるのですか。ただ申し出ろというふうなことですが、そのあとはどうなるのですか。

○説明員(天野四郎君) 申し出まして、不服である場合にはこの境界確定は成立いたさないわけでございます。○土田国太郎君 成立しないままでおいていいのですか。

も、しかし、そのような不安定な状況が継続いたしますことは、国有財産の管理処分から申しまして適正でございませぬので、そういう場合には政府は訴訟をもつて解決いたしたいと考えます。

○秋山俊一郎君 国有財産法の一部を改正する法律案のうちで、第九条の二に、国有財産中央審議会及び国有財産地方審議会が設置されることになつておりますが、国有財産の処分につきましては当然のことと存じます。ところで昭和二十五年の四月だったかと思ひますが、特別法として旧軍港市振換法という法律がございまして、その第六条にも、旧軍港市における国有財産の処分その他重要事項について、大蔵大臣の諮問に應じ、あるいは調査審議するといふために、旧軍港市国有財産処理審議会というものが設けられて、この審議会によつてこれらの事項が従来運用されて参りましたが、ここに国有財産の処理について二様の審議会がござい

るというところが、ややもすれば誤解を招くおそれもございまして、この点を一点明確にするためにお尋ねいたしたいのであります。今回ここに制定を見ようとする二つの審議会は、一般の国有財産の処理に当るものであつて、当然旧軍港市における国有財産の処理、審議に当つては、この国有財産法にいわれまして、この国有財産法に

いわれますところの審議会からその事項は除かれてしかるべきものであります。当然除かれるとわれわれは承知しておりますが、さうに解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。御質問の御趣旨通りと御解釈願つていいわけでございますが、

これにつきましては、一般的に、御承知のように、国有財産法は一般法でございます。これに對しまして、ただいまお述べになりました旧軍港市の転換促進に關する特別法、これは国有財産法に對する特別法の地位でございます。従いまして、今日お出しをいたしております法律の中におきまして、たとえば国の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法案、これは一般の国有財産法に對しましてはやはり特別法の立場にあるわけでありまして、この庁舎につきましても、庁舎等の調整審議会というものを認めいただくべく規定を設けておりますことは、御承知の通りであります。一般法と特別法の適用の關係は、ただいま秋山委員がお述べのように、まず特別法が優先いたしますことはもとよりでございますので、旧軍港市の財産の処理等につきましては、旧軍港市にございまして、財産処理審議会、これに付議されまして、それだけには国有財産審議会の付議事項から除かれることは、明確に申し上げてよろしいわけでございます。

○平林剛君 今、横須賀、呉、佐世保、舞鶴の旧軍港市を平和産業、港湾都市として再出発させるために、旧軍港市の転換法が制定されておる。そこにも旧軍港市の国有財産の処理審議会があるの、この法律で定める地方審議会とどういふ關係になるかの経緯をお答えになつたわけでありませうけれども、どうしてこの法律にそのことを明確にすることができなかったのか、今、この説明だと、特別法と一般法とで区分をされておつて、特別法であるから當然優先的に運営される、こういうお答えがありました。一般法の

中にそれを明記することがなぜできなかったか。私は聞くところによると、大蔵省内部においても、どうも旧軍港市の転換法に對する審議をまず子扱いにしておるといふ傾向を聞いておるわけでありませう。それだからよいいこんな心配をするわけでありませう。なぜ付則にでも挿入することをせなかつたのか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げますが、これは付則どころではございませんので、国有財産法第一条に明記しております。国有財産の取得、維持、保存及び運用並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、この法律の定めるところによる。第一条の冒頭に明記しておりますので、疑いの余地はございません。なお、国有財産処理審議会をまず子扱いなどとはおんでもない話でございます。委員のお願ふれをござんいたしまして、まことにりっぱな方々に御審議願つておりました。最近はいんぴんと開催いたしておりますので、その点もあわせて御了承願ひたいと思ひます。

○平林剛君 法律の第一条は、ちよつと参つたな。(笑聲)こちらの不勉強であつたから、その点は了承します。今の第二点のまづ子扱いについては、今後の運営についても十分慎重に言葉通り運営されることを要望いたしておきます。

そこで現在の旧軍港市における未処理の財産、土地、施設その他のものが、現在どの程度になつてゐるか、これについて明らかにしてもらいたいわけでありませう。特に呉の場合は、他の三都市と比べると、長い間駐留軍がお

りまして、いろいろこの財産を法律に基いて有効に活用し、平和産業都市に切りかえようとしてしましても自由になつてゐなかつた。どうしても占領軍の許可を得られなかつたか、あるいは占領軍がおつたために、時期がおくれ、今日に至るも、昭和二十五年の四月に制定された転換法に基く処理が行われていない、こういう実情を聞いてゐるわけなんです。そこで少くとも呉の場合にはかなり、せつかく制定された特別法に基く処理を急速に進めなければならぬという事情があるのではないか、私はそう思うのであります。そういう意味で、現在の事情がどうなつてゐるかというところをお聞きしたいのであります。

○政府委員(正示啓次郎君) まことにごもっともな御質問でございます。私も旧軍港市一般につきまして、御承知のように軍港にございまして海軍が解体されまして、軍港市は財政的に、また社会的、経済的にいろいろと困難な事態に直面しておりますことは申し上げるまでもございせん。特に呉におきましては、従前英豪軍と申しますか、国連軍とも言つておりました。が、さういふものが駐留いたしておりました間、多少一種の特需的なものがございまして、相当地元も潤つた点もあつたのであります。昨年一世紀にこれが引き上げましたものでございませうから、その後、特に失業対策等の面におきかして、政府としても非常にこれを重視いたしまして、私どもだけではなく、内閣に特需対策等審議会というものを設けまして、呉における事態に對処すべく関係各省で協力して、

いろいろと措置を講じてゐるわけでございます。ただいまお述べの軍港市全体についての財産の問題は、大体におきまして先般白書でもはつきりいたしましたように、今日二千二百二十八億八千八百万円、これだけの財産がわれわれの手元で処理を待っているわけでございますが、このうち約半分の一千億といふものがまだ在日米軍に提供されております。そこで貸付中の六百三十二億三千七百万円という数字がございまして、これが非常に軍港市の方に多くなつております。むろん横須賀等は在日米軍提供中のものが多いのでございませう。呉等はこの貸付中のものが多い。大きな造船所等に貸し付けをいたしておりました。そこで大体の考えをいたしましては、貸付中のものをまずこれを売り払いをいたす。御承知のように造船所等は長い間非常に不況に沈淪されておつたのでございませうが、最近幸いにして非常に造船界が活況を呈しておりますので、多年貸付という一種の変態的な運用の状況にありましたものを、すべからず正常な売り払ひの形に切りかえるというのを第一義といたしまして折衝を進めております。ただ相当の金額に上ることでございます。さういふので、先ほど御質問になりました審議会——旧軍港市転換の審議会等におきかして十分これは御審議を願つて、この処理を進めなければならぬと考へております。しかしまあ造船所等は、金融をお受けになります場合でも、貸付財産でございませうと御承知のように抵当設定の不便等がございませうから、やはり一日も早く所有権を取得したいという御希望もございませう。

ので、これは私は相当程度に進むものと考えております。その他に未利用の形で、従来英豪が使つておつたものが返されてきたままになつておるものがあるわけでございますが、これは先般二回ほどの旧軍港所在財産審議会に付議をいたしまして、たしか呉だけで、もはや十件あまりのものを処理いたしました。私どもは評価特別班というものを組織いたしまして、これは役人だけではございせん。やはり銀行の方々に施設を評価いたしまして、適当な産業を市あるいは県の当局とも十分連絡をとりつゝ、適当な産業を誘致いたしまして、やはり原則は払い下げがおつたにあらぬような場合には、とりあへず貸付という形を活用いたしまして、相当程度処理を進めておる。ただ、まだ十分と申せませうので、今後とも内閣の審議会とも密接な連絡をとり、また現地の関係機関の間でいろいろ協議をいたしまして、できるだけすみやかに産業に活用して、現地に発生してあります失業者の吸収等にも即刻役立たせたいと考えておるわけでありませう。

なお、産業の立地的な考え方から、特に内閣と私の方と両方で、一橋大学の佐藤教授を先般現地においでをいたしまして、いろいろ産業が呉に適するか、非常に昔から軍港市として長く育てられてきたところでございます。ので、あまり行き当りばつたりの産業を持つていくというよりは、将来のためにいかにかというところ、特に産業立地と申しますか、呉に適当な産業はいろいろのものがいいかというふうなこ

ともあわせて研究を進めながら、水の問題、電気の問題、その他も合せまして、たゞいま処理を進めておるような次第でございます。一応お答え申し上げます。

○平林剛君 私のお尋ねした未処理の財産、土地、施設その他の状況について、まだよくわかりませんから、これはお話を聞いてもよくわかりませんから、資料の提出をいただきたいと思ひます。それを見てなおお尋ねをいたしたいと思つております。

○説明員(天野四郎君) 北から順に申し上げますと、北海道財務局が札幌にございまして、それから東北財務局が仙台にございまして、それから関東財務局が東京にございまして、それから西の方へ行きますと、東海財務局が名古屋にございまして、それから北陸財務局が金沢にございまして、大阪の方へ行きますと、近畿財務局が大阪にございまして、四国には高松に四国財務局がございまして、それから広島に中国財務局がございまして、福岡に北九州財務局、熊本に南九州財務局、全部で十局ございまして。

○平林剛君 そうすると広島に地方審議会が設けられ、呉における審議会は場所も近い、実際上はどうやって運用されるのですか。要するに旧軍港の方の転換のための審議会は、委員二十名で構成されるように記憶しております。

す。今度の法律だと、地方審議会は三十名の委員になっております。この委員会の実際上の運営においてどういふふうにお考えになっておるか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは昨年、先ほど申し上げましたように閣議決定で設置していただきました以来、試験的にずっとやっておりますことをそのまゝお答え申せばいいと思つたのであります。旧軍港市固有財産処理審議会は、むしろ今日まではすでに法律で認められた委員会であつたわけでありまして、これは申し上げるまでもなく、実は一つしかないわけでありまして、大蔵省に設けられておるわけでございます。これに對しまして、先ほどお答えしましたように、固有財産審議会が中央と各財務局にあるわけでありまして、いわば軍港市固有財産処理審議会の方が一種の、中国地方に設けられる審議会よりは、地方審議会でございますから、まあ地位から申しますと高いわけでございます。

そこでどういふふうに運用しておるか、またこれからはどうかということのお尋ねでございますが、この固有財産審議会は、先ほど申し上げたように、財務局長が専決権を持つておるような案件につきましては、それだけの財務局において議決するわけでございますが、旧軍港市の財産処理審議会に付議される案件はすべて大蔵大臣に参ります。従つて各地方におきましては幹事会を組織いたしまして、たとえは呉の財産を処分いたします場合には、呉の幹事会でまず関係の者が下相談をいたしまして、そこで大体の案ができまると、中央の審議会に移して参ります。そこで私の方は、これは大蔵大臣

の諮問機関でございますから、中央でその審議会に諮問をいたしまして、適当であるということでございます。と、直ちに大蔵大臣がその処理を決定するということになっております。これに對しましては、もとより幹事会の段階におきまして財務局長の意見は非常に強く反映をしておりますが、最終的には大蔵大臣が処分決定をしておる。従ひまして、先ほど申し上げた地方審議会と相低懸することは全然ないわけでございます。

○平林剛君 ただ広島に設けられる地方審議会が、この呉における軍用の財産の処分を除くというところ、あまり仕事がないのじゃないですか。そうなるというところ、この地方審議会が實際上としてこの旧軍港市転換法の精神を越えちまつて、ここでしきりに審議をされる。従つて先ほど私はまづ扱いという言葉を言ひましたけれども、中央に残つてゐる審議会の方は置きざり食つたり、あるいは勝手にこちらの方を食つたり、あるいは勝手にこちらの方を食つたり、あることを審議したりするやうなことがあるのじゃないだろうかという心配をしておるわけでありまして、そうすると旧軍港市転換法というものは、これは住民投票までやつた重要な法律で、特別法になつてゐるわけでありまして、特に呉の場合にはこれが一段とよくれてゐるだけに、結局いいところなくて終つてしまふというおそれがあるのじゃないだろうか、こういう心配を非常にしておるわけでありまして、それで私は聞いておるわけでありまして。

○政府委員(正示啓次郎君) 御心配なことにあれなんでございまして、実は中国財務局は、日本でも有数の軍用財産の多い財務局でございまして、一例を

申し上げますと、山口県には御承知のように徳山、それから光でございまして、元の海軍関係の施設が非常にございまして。また岡山県、これにも相当ございまして。呉を除きましても、決して中国財務局はさびしいやうなことはございませぬ。また裏日本にも御承知のように山陰方面にもそれぞれございまして、軍港市は御承知のようにその市だけでございまして、この点多少われわれ側でございまして、たとえば呉の向い側に江田島という島があるのでございまして。これは軍港市になつておられません。従つて、江田島の財産を処分する場合には、これは固有財産審議会にかけなければならぬというふうなことになるまして、なかなかもつて固有財産審議会の方が大へんに開口が広いのでございまして。むしろ軍港市所在の固有財産審議会の方でやつていただくというところにいたしまして、非常に助かつておるというやうな実は実情でございます。今せっかく御心配をいただいたのであります。その点につきましては、これは今考えておられますので、たとえには近畿をとりましますと、近畿はたとえば舞鶴だけでございまして、軍港市はそのほか、申し上げるまでもなく門司、その他大阪、非常に広い地域を持つてあります。財産は非常にたくさんございまして。先ほど軍港市にある未利用財産という御質問でございましてけれども、これは念のために資料として御提出いたしたいと思ひますが、われわれの手元で調べますと、未利用財産は全国に四百八十八億、先般白書で示しておる通りでございまして、このうちに軍港市の分も入つておるわけ

でございますが、私あれの違ひをいたしまして、もう大した比重ではない、むしろその他の地域の方がぐつと高いのじゃないかと思ひます。これは固有財産審議会の系統におきましてやるわけでございまして。その点は重ねて御心配していただきましたけれども、お答え申し上げておきます。

○栗山良夫君 二、三ちよつとお尋ねいたします。第一は、この中央、地方の審議会ですが、審議会の委員のうちで、関係行政機関あるいは地方公共団体の職員、こういう方は別として、学識経験者ですね、これを選任される何か基準というものがございまして。

○説明員(天野四郎君) 固有財産の管理処分は、広く国民経済、国民生活に影響するところが大きいのでございまして、各方面の権威の方に御意見を承るのことが至当かと存じまして、各方面からお願ひいたしております。一例を申し上げますと、金融界から、あるいは産業界あるいは中小企業界、それから不動産業界、あるいは建設関係、住宅関係あるいは道路関係、都市計画の権威、山林業界あるいは言論界、学界、そのように各方面からお願ひしておるわけでありまして。

○栗山良夫君 三十名以内ということに一応なつておりますが、この三十名の定員を完全に充足した場合においては、人員の振り回しはどれくらいになりますか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの御質問を、中央審議会に当てはめまして考えますと、たゞいま御指摘のやうな学識経験者、これの数が非常に多い

のでございまして、むしろ関係各省の委員というのが三十人のうち七人だけでございます。二十三人が学識経験者という事になっております。これを大体私どもの方の一課長がお答え申し上げたような、大部分経済、一般世論というふうな、われわれとしてぜひとも御意見を伺いたいと思われよう。な方面に割り当てまして、これは中央審議会でございますが、地方審議会の場合も、大体において各方面の方々に御参加を願っております。十局の財務局における委員の顔ぶれその他を従来見ておりました、大体三十人をお認めただけ、各方面の方々にお入りいただくのではないかと、こういふふうに感じておるわけでありませう。

○栗山良夫君　それと、私はあともう一つお尋ねしますが、今度は非常に重要な関係にある問題として、いわゆる国有財産そのものの処分をされる何か基準がありますか、処分基準。

○政府委員(正示啓次郎君)　国有財産法、国有財産特別措置法、また先ほどの軍港市転換促進法という法律のそれぞれ規定によりまして処分をいたすことはもとより当然であります。また、たとえば隨意契約をなすのはかような場合に限りということ、会計法等にはつきりしております。これらの法律によつてきめることは当然でございますが、ただ従来遺憾なことは、毎年々々御承知のように、予算は政府で作成して、国会で慎重に御審議になりまして、金の面というのは相当大きな関心を持たれておったのであります。国有財産につきましては、とかく国会等におきまして、決算委員会等

でこゝろい処分をしたことはどうであるか、事後にいろいろ御検討を願つたのであります。事前にとりうらうらな計画であるのかという御議論が、やや私どもとしては物足りなかつたのではないかと感じております。これは率直に私どもとして感じておる。そこで先般審議会を設けていただいたり、白書を出して実態を明らかにいたしました。また今度提案を申し上げておりましたところの国有財産法の中では、たとえば普通財産の処理計画というものを、各省各庁の長は、毎年これを作りまして、大蔵省に出して、これによりまして、御承知のとおりでございます。これによりまして、私どもとしては、ぜひとも計画的、組織的に申します。また相当長期にわたります。ほんとうに国有財産をかくかくのごとく処分することが、どなたがお考えになつても正しいという、一つの最大公約教的なものを掲げたといふ、こゝろいこのを初めてわれわれとしては具体的な措置として打ち出したわけでございます。栗山先生がおっしゃいますように、従来はとくそういふことが一行政府の片隅にゆだねられておったといふことを、われわれとしては非常にさびしく思つておりました。今後はこれを天下の前に出しまして、こゝろい計画で処分することについて、一般の方々もどうお考えになるか、また国会の方面におかれまして、こゝろい国有財産の処分計画はどうかというふうなことを、この法律に基きまして各省各庁が案を出してきまして、ときには、事前にも大蔵委員会等におかれまして御議論を願いたい、こゝろ

の組み立てといふものをしていないために、こゝろい問題がずいぶん各方面に起きていふと思つて、こゝろい大蔵省は特にこゝろい膨大な経済価値を持つておる財産を処分するのでござい、この問題だけに付いて、もう少し私は国民の前には責任をとり得る、こゝろい処理の仕方といふものを法の上でも明らかにしていただきたい、こゝろい私は考えるのですが、その私の思つておる基本的な考え方に対して、きょうは大臣が見えていないわけですが、政務次官どうお考えになりますか。

○政府委員(正示啓次郎君)　その前に、ちよつと私から。先ほど私のお答えがあるいはある程度誤解されるような、言葉が足りなかつたかもしれませんが、基準がないといふことを決して申し上げておるわけではございません。で、それぞれ法律、政令等によつて定められたところに従つておるというところが根本的な基準でございます。なお、大蔵大臣はこれこれの財産を処理する、各財務局長はこれこれの財産を処理するといふふうな基準はあつておる。こゝろいことによりまして整理としてやつておりますことは申し上げるまでもございませう。次に白紙委任といふお言葉でございますが、審議会はこゝろいでも単なる諮問機関でございます。こゝろいでも責任は大蔵大臣をもつてやつておりますことは申すまでもございませう。われわれはこれによつて責任を回避するといふ態度では全然ございませう。これによつて御了解願ひたいと思つて、こゝろいな基準によりまして処分をしておるのでございますが、なお、その上に処

○栗山良夫君　それと、私はあともう一つお尋ねしますが、今度は非常に重要な関係にある問題として、いわゆる国有財産そのものの処分をされる何か基準がありますか、処分基準。

○政府委員(正示啓次郎君)　国有財産法、国有財産特別措置法、また先ほどの軍港市転換促進法という法律のそれぞれ規定によりまして処分をいたすことはもとより当然であります。また、たとえば隨意契約をなすのはかような場合に限りということ、会計法等にはつきりしております。これらの法律によつてきめることは当然でございますが、ただ従来遺憾なことは、毎年々々御承知のように、予算は政府で作成して、国会で慎重に御審議になりまして、金の面というのは相当大きな関心を持たれておったのであります。国有財産につきましては、とかく国会等におきまして、決算委員会等

でこゝろい処分をしたことはどうであるか、事後にいろいろ御検討を願つたのであります。事前にとりうらうらな計画であるのかという御議論が、やや私どもとしては物足りなかつたのではないかと感じております。これは率直に私どもとして感じておる。そこで先般審議会を設けていただいたり、白書を出して実態を明らかにいたしました。また今度提案を申し上げておりましたところの国有財産法の中では、たとえば普通財産の処理計画というものを、各省各庁の長は、毎年これを作りまして、大蔵省に出して、これによりまして、御承知のとおりでございます。これによりまして、私どもとしては、ぜひとも計画的、組織的に申します。また相当長期にわたります。ほんとうに国有財産をかくかくのごとく処分することが、どなたがお考えになつても正しいという、一つの最大公約教的なものを掲げたといふ、こゝろいこのを初めてわれわれとしては具体的な措置として打ち出したわけでございます。栗山先生がおっしゃいますように、従来はとくそういふことが一行政府の片隅にゆだねられておったといふことを、われわれとしては非常にさびしく思つておりました。今後はこれを天下の前に出しまして、こゝろい計画で処分することについて、一般の方々もどうお考えになるか、また国会の方面におかれまして、こゝろい国有財産の処分計画はどうかというふうなことを、この法律に基きまして各省各庁が案を出してきまして、ときには、事前にも大蔵委員会等におかれまして御議論を願いたい、こゝろ

の組み立てといふものをしていないために、こゝろい問題がずいぶん各方面に起きていふと思つて、こゝろい大蔵省は特にこゝろい膨大な経済価値を持つておる財産を処分するのでござい、この問題だけに付いて、もう少し私は国民の前には責任をとり得る、こゝろい処理の仕方といふものを法の上でも明らかにしていただきたい、こゝろい私は考えるのですが、その私の思つておる基本的な考え方に対して、きょうは大臣が見えていないわけですが、政務次官どうお考えになりますか。

○政府委員(正示啓次郎君)　その前に、ちよつと私から。先ほど私のお答えがあるいはある程度誤解されるような、言葉が足りなかつたかもしれませんが、基準がないといふことを決して申し上げておるわけではございません。で、それぞれ法律、政令等によつて定められたところに従つておるというところが根本的な基準でございます。なお、大蔵大臣はこれこれの財産を処理する、各財務局長はこれこれの財産を処理するといふふうな基準はあつておる。こゝろいことによりまして整理としてやつておりますことは申し上げるまでもございませう。次に白紙委任といふお言葉でございますが、審議会はこゝろいでも単なる諮問機関でございます。こゝろいでも責任は大蔵大臣をもつてやつておりますことは申すまでもございませう。われわれはこれによつて責任を回避するといふ態度では全然ございませう。これによつて御了解願ひたいと思つて、こゝろいな基準によりまして処分をしておるのでございますが、なお、その上に処

の組み立てといふものをしていないために、こゝろい問題がずいぶん各方面に起きていふと思つて、こゝろい大蔵省は特にこゝろい膨大な経済価値を持つておる財産を処分するのでござい、この問題だけに付いて、もう少し私は国民の前には責任をとり得る、こゝろい処理の仕方といふものを法の上でも明らかにしていただきたい、こゝろい私は考えるのですが、その私の思つておる基本的な考え方に対して、きょうは大臣が見えていないわけですが、政務次官どうお考えになりますか。

○栗山良夫君　それと、私はあともう一つお尋ねしますが、今度は非常に重要な関係にある問題として、いわゆる国有財産そのものの処分をされる何か基準がありますか、処分基準。

○政府委員(正示啓次郎君)　国有財産法、国有財産特別措置法、また先ほどの軍港市転換促進法という法律のそれぞれ規定によりまして処分をいたすことはもとより当然であります。また、たとえば隨意契約をなすのはかような場合に限りということ、会計法等にはつきりしております。これらの法律によつてきめることは当然でございますが、ただ従来遺憾なことは、毎年々々御承知のように、予算は政府で作成して、国会で慎重に御審議になりまして、金の面というのは相当大きな関心を持たれておったのであります。国有財産につきましては、とかく国会等におきまして、決算委員会等

でこゝろい処分をしたことはどうであるか、事後にいろいろ御検討を願つたのであります。事前にとりうらうらな計画であるのかという御議論が、やや私どもとしては物足りなかつたのではないかと感じております。これは率直に私どもとして感じておる。そこで先般審議会を設けていただいたり、白書を出して実態を明らかにいたしました。また今度提案を申し上げておりましたところの国有財産法の中では、たとえば普通財産の処理計画というものを、各省各庁の長は、毎年これを作りまして、大蔵省に出して、これによりまして、御承知のとおりでございます。これによりまして、私どもとしては、ぜひとも計画的、組織的に申します。また相当長期にわたります。ほんとうに国有財産をかくかくのごとく処分することが、どなたがお考えになつても正しいという、一つの最大公約教的なものを掲げたといふ、こゝろいこのを初めてわれわれとしては具体的な措置として打ち出したわけでございます。栗山先生がおっしゃいますように、従来はとくそういふことが一行政府の片隅にゆだねられておったといふことを、われわれとしては非常にさびしく思つておりました。今後はこれを天下の前に出しまして、こゝろい計画で処分することについて、一般の方々もどうお考えになるか、また国会の方面におかれまして、こゝろい国有財産の処分計画はどうかというふうなことを、この法律に基きまして各省各庁が案を出してきまして、ときには、事前にも大蔵委員会等におかれまして御議論を願いたい、こゝろ

の組み立てといふものをしていないために、こゝろい問題がずいぶん各方面に起きていふと思つて、こゝろい大蔵省は特にこゝろい膨大な経済価値を持つておる財産を処分するのでござい、この問題だけに付いて、もう少し私は国民の前には責任をとり得る、こゝろい処理の仕方といふものを法の上でも明らかにしていただきたい、こゝろい私は考えるのですが、その私の思つておる基本的な考え方に対して、きょうは大臣が見えていないわけですが、政務次官どうお考えになりますか。

○政府委員(正示啓次郎君)　その前に、ちよつと私から。先ほど私のお答えがあるいはある程度誤解されるような、言葉が足りなかつたかもしれませんが、基準がないといふことを決して申し上げておるわけではございません。で、それぞれ法律、政令等によつて定められたところに従つておるというところが根本的な基準でございます。なお、大蔵大臣はこれこれの財産を処理する、各財務局長はこれこれの財産を処理するといふふうな基準はあつておる。こゝろいことによりまして整理としてやつておりますことは申し上げるまでもございませう。次に白紙委任といふお言葉でございますが、審議会はこゝろいでも単なる諮問機関でございます。こゝろいでも責任は大蔵大臣をもつてやつておりますことは申すまでもございませう。われわれはこれによつて責任を回避するといふ態度では全然ございませう。これによつて御了解願ひたいと思つて、こゝろいな基準によりまして処分をしておるのでございますが、なお、その上に処

の組み立てといふものをしていないために、こゝろい問題がずいぶん各方面に起きていふと思つて、こゝろい大蔵省は特にこゝろい膨大な経済価値を持つておる財産を処分するのでござい、この問題だけに付いて、もう少し私は国民の前には責任をとり得る、こゝろい処理の仕方といふものを法の上でも明らかにしていただきたい、こゝろい私は考えるのですが、その私の思つておる基本的な考え方に対して、きょうは大臣が見えていないわけですが、政務次官どうお考えになりますか。

分をガラス張りにするために、民間の方々の御意見を率直に聞こう、こういう考え方であることをまずお断わりしておきます。またさような計画は従来は行政の内部だけの問題でやっておりましたのを、どこまでも一つの法律に定める計画に従ってやる、栗山委員が御指摘になりましたその通りの趣旨で、この十一條の二という国有財産法の改正案を出しまして、この十一條の二によりまして初めて「毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理及び処分に関する計画を定め」云々という規定を入れていただきましたことは——これをお認めいただきましたことは、栗山委員がお述べになりました基準そのものに相なっている、かように考えていただいているのじゃないか、これはどこまでも行政の責任として処分をいたすのでございますが、そういう計画をのりして作る、こういうことで法律の改正をお願いしました趣旨を御了承願いたいと思います。なお、政策の問題につきましては政務次官からお答えいたします。

〇栗山委員 国会で政府機関の立場から大蔵省が答弁せられることは、私あなたのおっしゃる通りだと思ひます。局長がそれ以外の答弁をされたら問題になる。それだから私は形式主義の点があるんじゃないかと申し上げておるのです。なぜかと申しますと、私はこういう国有財産の処分について現地にどういふ運動が行われ、どういふ工合に行われているかという二、三の事例を知っているのです。あなたはこうやって役所がきめる、審議会は一諮問機関である、財務局長なり、あるいは本省の大臣がやる、それはもう神様

様がやるのと同じだという言い方です。それじゃ私は反問いたしますが、この政府機関に加えられてくる政治的な圧力というものは、これを排除する道はどこにありますか。政治的な圧力です、政治的な圧力なしにその財産処分がいつまでも行われているとそこで断言できますか、そこなんです、私の言っているのは、それだからこそ政治的な圧力を回避する道は国会においてきまつておかなければならぬ、そういうことが必要じゃないかと申しておるのです。

〇政府委員(足立憲郎君) 栗山委員の御指摘の基準の問題につきましては、局長からたまたまお答え申し上げました通りでありまして、その権限なりあるいは手続上の制限なり、それぞれ関係法に規定をされておるわけでございしますが、ただこの審議を設けまして、局長も申し上げております通り、ガラス張りの中で国有財産の処理を決定していきたいという気持は、ただいま栗山委員も御指摘の通り、従来過去の経過を顧みますと、一つの問題が起りますと、やはり地元からあるいは政治的な工作というよりなことで、非常に利権的なききた問題が起りますとおったのであります。そのつど主義をいいますか、そういう処分の方を強めておいた、これが国会あたりから強く指摘をされ、また非難も受けまして、これだけ膨大な国有財産を現在の社会の情勢、経済の趨勢に合せて、最も国家のために有効適切に、しかも早くこれを間に合わせるように処分をすべきであるという強い御要請もあるわけでございます。こゝういふ大きな財産の処置をいたします場合に、やはり一事務局の考えでやるということになりますと、御指摘の通りいろいろな手が伸びてくるわけでありまして、またあとに問題を残すおそれが多分にあるわけでありまして。従いまして今後は各省各庁の長がそのつどその年度の計画を出しまして、これを総合して大蔵省としてこの処分計画を立て、必要あれば国会にも御報告申し上げよう、また審議にもおかけまして、これをガラス張りの中で御審議をいただく、こゝういたしますれば、かねての御要請のありますような相当大幅な処分も可能ではないかというふうに考えておるわけでございまして、私どもの気持をいたしましては、栗山委員御指摘のような従来の経過にかんがみまして、さような弊害を除去するためにもぜひともこの法案を実現いたしたいと考えておる次第でございます。

〇栗山委員 私は法案に反対してやないというのを申し上げておるのじやないもので、過去の経過で、そういう点を実例的にも承知しておるもので、せっかくこゝまで大蔵省で法律改正をやつて、国民の信頼にこたえようとしておられるならば、足らざるところはおお補つて、そして完璧なものにいたした方がよくはないか、こゝういふ意味で私は申し上げておるのです。それだから、たとえば審議会の委員にしても、金融界から言論界まで入れたとおつしやるのですが、これを入れるといつて、ただ頭数をそろえるだけでは、私は能が足りないと思ひます。そのそろえ方に問題があるのです。私はそういうところの基準が必要ではないかというところを言つたのです。私は、一応、この改正法律案でできた審議会ではない

かもしれぬのですが、しかし、これに似たようなものである、このメンバーも似てる。それでこゝういふメンバーでやれば、適当に処分されてしまふといふ、私は疑問を持てる。それだからこそ、大へんこゝういふだけでも質問を続けておるわけなんです。

〇政府委員(足立憲郎君) 人選の問題につきましては、先ほど局長からお答えいたしました通り、従来閣議決定の審議会があつたわけですが、これは三十人のうち、二十三人が、いわゆる学識経験者であり、七人が政府関係ということで、さつき局長からお答え申し上げた通りであります。それを今までの三十人のワクの中で、どれだけがどういふ系統の人でなければならぬというような基準は設けておりませんが、政府としては、今後この法律の執行に当りましては、仰せのような御趣旨を十分尊重いたしまして、人選につきましては、それぞれのお立場の方に御就任を願つて、国有財産の処理について御意見を拝聴するの、ほんとうに国民の声を代表する方といふんですか、公平な立場で御意見を伺へる方をぜひ御就任願わなければならぬと思つておるわけでございまして、従来の問題につきましては、私はつまびらかにいたしておりませんが、御注意の点等もございしますれば拝聴いたしまして、今後善処いたしたいと考えております。

〇栗山委員 先ほどから大へんあなた方に対して失礼な言葉かもしれぬが、形式主義だ——形式だけ整えて、そして何か問題が起きたときには、民主的な方法で、こゝういふ方法で行なつたのだから責任はありませんとこゝういふことで明確を欠いている、そう

いう一つの方便に使われるのであつては、せっかくあなたの方の努力も水泡に帰するのです。私の申し上げるのは、中小企業から住宅まで全部入れるとおつしやるなら、ただいまの日本の国有財産の審議会の構成を見てごらん下さい。だれが一番発言権が強いのか。地方で、二、三千人並べてみたところ

で、そういうものをぐりぐりと押えつけて者が数人いれば、その数人の人の考え方によつてどつちになつてしまふ。私がなぜ委員の選任基準を問題にしなければならぬかというのを申し上げたかといふと、中央はもちろんです。地方の審議委員にいたしましても、都市計画には都市計画の権威者や学者がおるのです。そういう日本的な権威者、何ものにもわずらわされない権威者といふものを審議委員に入れたらいいじゃないか。そういうものは、横割りじやなくて、縦割りの選任基準といふものを作つて、そしてほんとうに国民の前に、信頼にこたえる組織にしなければ、幾らそんなものを作つたつて形式主義だといふ、そういうことを申し上げたい。これは極論を申し上げたわけですが、そこに思いをいたしまして、今すぐ即答してもよろしいと思ひますが、もし、今後こゝういふ法律改正ができ上つて、実際に運用に入る場合においては、こゝういふに極めて、また処分基準にしても、国有財産法その他に処分の基準があるのだとおつしやるから、これは一応説明を伺いたいと思ひけれども、こゝういふ方できめておる概念的な処分基準でなくて、もう一歩突っ込んだ基準といふものが必要じゃないか。こゝういふことを私は申し上げたい。たとえば膨大

な一つの軍用地、あるいはその他戦争中の軍施設を払下げるときに、今、日本産業関係で一番困窮していることは、小さなばつばつした用地は幾らでもありますが、しかし一工場百万坪なければできないという大きな仕事がある。そういうところが、使おうに困っているのです。せつかく百万坪のまとまった用地があつて、石油化学工業なり、あるいは近代的な工業をやろうといつても、そのせつかくの敷地が、政治的な圧力があつて、あつて、二十万坪を五つ、三十万坪を三つにしてみたりするから、あつても日本の産業のためにならない。そういうことを中央官庁あたりで、びしゃつと押える。そういう力のある行政措置ができるかということをお私に質問申し上げたい。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいま非常におかれましては、有益な御意見を伺つたのでありますが、実は法律をお作りいただきました。問題は運用にあるといふことは、まことに栗山先生のおっしゃる通りわれわれとしても心得ております。今お上げになりました例の中で、たとえば都市計画の権威者といふふりなことでございますが、これは私は常任的に委員としてぜひお入りを願ひたく思つております。またさういふ心得ておるのであります。場合によりまして、たとえば三十人という定員があるから、そういうふうな方が入つていないといふふうな場合に、しかも都市計画の権威をこの審議会に、たとえば名古屋において、あるいは広島において、ぜひともお入り願ひなければ意義がないといふ場合には、幸いにして臨時委員の制度というものをおきめを願ひようにしておりま

す。事柄によりましては、その道の学識経験者を臨時委員として御参加いただきまして、お話を聞かなければ、全くこれは死物になるというお言葉は、全く私もその通り考えております。ぜひともさうな権威あるものにして行きたいと考えております。また基準の問題、ただいま具体的に非常に広大な軍用施設等をすたすたに分割して処分するといふことは非常に不経済で、さういふものは一括して非常に広い面積を活用するといふ配慮が必要だ、この点全くその通り考えておるのであります。従来も行政部内においてさういふ指示をいたしておるわけでありました。なおまた、その点についてはたまたま中央審議会において、非常に強力に御主張がございました。たとえば今お述べになりました御意見と大体違ひはないと思つたのでありますが、私、国の財産であるからといつて、行政の各部において優先的に使つていこうといふ考え方が非常に再検討を要する、むしろ国家経済全体の見地からやるべきであつて、たとえば国の財産を国有鉄道であるから優先的に回せといふ考え方が従来ありまして、それが非常に優秀な施設であるにかかわらず、鉄道において比較的つまらない仕事に使われておるような例がある、かようなことはやはり非常に高い見地から総合的に計画を立ててやつて行かなければならぬ問題であるといふふうな御意見も伺つておるのであります。幸い先ほど政務次官もお答えになりましたように、今回の総合計画といふものを作るという事になりますと、私はその点も相当程度改善の余地がありまして、いろいろ国会における今お述べになり

ましたような御意見をやはり加味いたしまして、総合計画といふものを作つてもつて行くような方向に持つて行きたい、なお、足らざる点もあらうと思ひますが、とにかくこの際こういう計画を立てて、組織的計画的に処理して行くといふ態勢を整えて行く、その計画的にやつて行く場合に、国会における御意見等も十分取り入れて謙虚にそこは聞いて、もし法律の運用を誤りましたら、行政の上にも多少でも欠陥のありますような場合には、これはぜひ率直に御指摘を願ひまして、改めて行きたい、かように考えます。

○栗山夏夫君 大体よくおわかりになりました。よく、この委員選任について特に熟考をしていただくように確約を願ひたいと思ひます。それは地方審議会等においても、知事初め全部入れるとおっしゃるのですが、私は個々の人々を別にここでその人の能力の軽重を云々しようとか、そういうことはありませんけれども、最近ますますひどくなつてゐるのは、何といつても中央、地方を問わず、政治的な暗躍といふものが利権をめぐつて激化してゐることは、だれも否定できないでしやう、これをもし否定なさるなら議論は別です。私にはいけません。従つてそれを排除する唯一の道といふものは、やはり何と申しまして、清廉潔癖で学究にせしんでおる学者の力に待たなければならぬし、その権威を高めていく必要があると思ひます。そういう意味でこの委員の中にも、少くとも都市計画の専門家であるとか、工業立地の専門家であるとか、あるいは産業計画の専門家だとか、そういう学者といふものを——私が今申し上げたのは

ただ思ひつきですけれども、もう少し大蔵省として関係各省とよく連絡をとられて、一体こういうものを処分するには、学者としてはどういふ部類の学者を入れた方がよろしいのかという結論を出していただいて、そういうものを必ず委員の中に私は入れてもらいたい、それがもし入らぬといふよりな委員さんなんかおやそうセンスだ、そういふふうに極言してもはばからぬとすら思つております。従つてそういう御用意があるといふことであるならば、私が今だいたい激しい言葉で申し上げましたが、それに対する理解を深めていただいた結論だと、私は理解をいたします。もしそうでないといふなら、こゝれまた聞き置く程度の形式主義だといふ申し上げておきたい。

○政府委員(足立憲郎君) 栗山委員の御意見でございますが、学者とおっしゃいましたのが、ちよつと私ども狭義の学者が広義の学識者といふ意味か——まあいづれにいたしまして、御指摘の御趣旨はよくわかりまして、その御趣意を尊重いたしまして運用上十分注意いたしたい、これはお約束いたします。

○宮澤喜一君 先ほどから平林委員や栗山委員の御質問を私も非常に興味を持って伺つておつたんですが、ことに後半、栗山委員の言われた、こういうことがあつてはならないといふわけで、ただ方法論はあるいは栗山委員の考へておられるの私の考へておられるのと大へんに違ひかもしれません、少し極端なかりの御質問をいたしますかとしまして、それについてどういふ批評を政府としてお持ちになるか伺ひたいと思ひ

のです。まあ現在のように非常に多くの国有財産を、しかも未処理のままに政府が持つておるという状態は正常な状態ではないと思ひますから、そこでやはりこれは隨意契約の対象になり得るような、ことに地方公共団体そのものに直接関係するものを別といたしますと、一番いいことはできるだけ早く、さうして競争入札によつてその結果がどうであらうと、ハイエス・ビッダーに財産を売つてしまふ、これが一番いいと、かりにさういふ設備を申し上げたといふことです。組織的に計画的にやるのだといふよりなことは、それはもう大へんにけつこりなことでございまして、失礼かもしれませんが、能力というものは非常に制約があるのではないかと。不当に安い価格で売却になつちやいかぬ、それはわかっておりますが、しかしハイエス・ビッダーが買つていく、それが何か特定の外国資本だつたりするよりなことでは、まあ最近はそのあり得ないことではございまして、さういふふうにして早く手じまいをなされば、一番国民のためになるのだ、こゝろいふことを申し上げたらどういふ感想をお持ちになりますか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまのお考え、私は一つのお考え方かと思ひます。しかし最初に今宮澤委員がおあげになりましたように、今日の状態はアブノーマルである、私はこれをマシモス的に申しておるのですが、まさに旧軍から引き継ぎました財産、これはマンモス的なおそろく世界の歴史に

ト・ビッターに売るんです、それでおしまいということなら、これはティミッドになることはないはずですが、ティミッドになるものですか、こういう防波堤を設けておきになれば、まあ助かる、そこはよくわかりますが、実は自分の能力を越えた使命を、量的にはない、質的にとり意味でございませうけれども、それをさせなければならぬというところに無理があるのじゃないか、つまり、今最初に局長が言われたように国有財産というものは、組織的、計画的、かつ遠い将来を見通してなければならぬものだ、そうすべきものだということをお考えそのものが、行政官というものに与えられている能力といえますか、あるいは適性といえますか、そういうものと異質なもの、それとかけ離れているもの、ということ、そこから問題が起つてきているというふうにはお考えになりませんか。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほどの答えを繰り返すようでございますが、私は対象によると考えるのでありますが、たとえば機械等は官澤委員のおっしゃる通りでございませう、昔からまた土地等につきましても、昔からいわゆる雑種財産としてあるようなもの、これは大体において官澤先生のとおっしゃられた通りでございませう、この点でございます。ところが先ほど申し上げたマンモスの申しさすか、この敗戦に伴って旧軍から引き継いだもの、これが大体中心だと思えます。それからまた終戦後に御承知のように終戦処理費等で作り出した特別財産、こういうものにつきまして、私はこれを一々第

一線の者の判断にゆだねるという意味ではございませう、総合計画はごまでも中央で立てるわけではございませう、中央で作ったその計画の線に沿って、第一線で処分をさせるわけではございませう、その個々の処分について、財務局の権限のあるもの、今申し上げましたような重要なものは、その地方における各界の代表的な方々の御意見を伺う、こういうシステムによりまして、過ちなきを期していききたい、こういう考え方でございませう。従って全部が全部この審議会にかかるという意図では毛頭ございませう、重要な問題については、さような方式をとりたい。それから今お述べになりましたようなハイエスト・ビッター・システムでどんな処理できるものは、それによつて処理していきたいということ、私も決して否認するものではございませう。

○栗山良夫君 最後に、もう一つ伺いますが、国有財産、特に土地等の処分の場合に、だれに譲渡せられるかわかりませんが、かりに譲渡するときに、その相手方を選ぶのに過ちを犯しますという、私はいろいろな弊害を生ずると思ひます。それで、たとえば一つお伺いをしたいのは、財産を処分するときは、処分をする相手ですね、相手が何に使うかというその使用目的ですね、これの明確なるものだけに限られるか、あるいはそうではないか、そこを明らかにしておいていただきたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 払い下げをいたします場合には、相手方の使用目的、これはきわめて明確でなければなりません。またその目的に従つてど

ういう計画であるかということ、資金計画、事業計画というよりなもの、提示を求めまして、確認をいたしておる次第であります。

○栗山良夫君 そうしますと、国有財産を都道府県あるいはその他の地方公共団体、こういうものが一時譲渡を受ける、そういう譲渡を受けた後、あるいは時間的に若干経過してから、都道府県の責任において第三者に処分する、そういう間接処分ですね、こういうことの危険性を非常に危惧しておるのですが、その点については大蔵省はどういう態度ですか。そういうことは絶対おやりにならないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは原則としてやっております。ただ例外的にこういう場合があることだけをお断わりしておきます。それは本来、たとえば師範学校の用地であった、これは昔は栗山委員御承知のように、師範学校は県立でございませう。そういうものが国立大学に移管されたので、その学校の敷地は、いわば国立に移管のときに、府県が国立に移したようなものになっております。そういうものを国に寄附したような格好になっております。そういうものを、国が今度は師範学校を移管するために、その敷地が必要になったというふうなものは、これは県に返すというふうな規定はございませう、そういう例外的な規定はございませう、一般的に本来国の財産であつたものを、国が直接処分すべきものを、府県にクッションを入れて処分させるというふうなことは今日ではやっております。

○栗山良夫君 この点は、大蔵省としては諮問機関である審議会等の意をよく

く通じてもらいたいのですが、そういう間接処分をして、そうして不当な行為があつて、国民から信頼を失うようなことが絶対にないようにはしていただきたいと思ひます。このことは大蔵省の行政措置としては非常に困難なことがあると思ひます、実際問題として、たとえば審議会が議決をする、知事、市長は動く。一応大義名分が立つ目的が出されておる。そうすると逃げられない。実際に譲渡してみるといふと、途中で使用目的を変更してしまふ。思わぬところにこれが再譲渡され、そうして利用せられる。こういうふうなことが起きたときには、私は大へんだと思ひます。私は先ほどから基準々々というのをやまやましく申し上げているのは、そういうふうなことをもつと突っ込んできめておく必要があるのではないかというところを申し上げておるのです。なぜそういうことを申し上げるかと、今日本でもやはり一番大事なのは何かと、今日本でも徹底した産業振興です。産業振興しなければいけない。ところがこのごろ全国各地をずっと回つて見ても、各地の経済、産業界の中心地で活躍しておられるいわゆる産業人、経済人のおえら方は、それは産業振興をおやりになつてゐることは事実です。事実だが、その中で、日本も大へんハイカラになつたせいもありまして、県だとか市だとか、あるいは財界から金、土地その他を集めて、そうしてどつちかといへば、消費的な傾向を持つような仕事に、文化事業だといふので、ほとんど投資している。たとえば最近でも、テレビのチャンネルのことをお考えになればわかります。あれだけ

く通じてもらいたいのですが、そういう間接処分をして、そうして不当な行為があつて、国民から信頼を失うようなことが絶対にないようにはしていただきたいと思ひます。このことは大蔵省の行政措置としては非常に困難なことがあると思ひます、実際問題として、たとえば審議会が議決をする、知事、市長は動く。一応大義名分が立つ目的が出されておる。そうすると逃げられない。実際に譲渡してみるといふと、途中で使用目的を変更してしまふ。思わぬところにこれが再譲渡され、そうして利用せられる。こういうふうなことが起きたときには、私は大へんだと思ひます。私は先ほどから基準々々というのをやまやましく申し上げているのは、そういうふうなことをもつと突っ込んできめておく必要があるのではないかというところを申し上げておるのです。なぜそういうことを申し上げるかと、今日本でもやはり一番大事なのは何かと、今日本でも徹底した産業振興です。産業振興しなければいけない。ところがこのごろ全国各地をずっと回つて見ても、各地の経済、産業界の中心地で活躍しておられるいわゆる産業人、経済人のおえら方は、それは産業振興をおやりになつてゐることは事実です。事実だが、その中で、日本も大へんハイカラになつたせいもありまして、県だとか市だとか、あるいは財界から金、土地その他を集めて、そうしてどつちかといへば、消費的な傾向を持つような仕事に、文化事業だといふので、ほとんど投資している。たとえば最近でも、テレビのチャンネルのことをお考えになればわかります。あれだけ

く通じてもらいたいのですが、そういう間接処分をして、そうして不当な行為があつて、国民から信頼を失うようなことが絶対にないようにはしていただきたいと思ひます。このことは大蔵省の行政措置としては非常に困難なことがあると思ひます、実際問題として、たとえば審議会が議決をする、知事、市長は動く。一応大義名分が立つ目的が出されておる。そうすると逃げられない。実際に譲渡してみるといふと、途中で使用目的を変更してしまふ。思わぬところにこれが再譲渡され、そうして利用せられる。こういうふうなことが起きたときには、私は大へんだと思ひます。私は先ほどから基準々々というのをやまやましく申し上げているのは、そういうふうなことをもつと突っ込んできめておく必要があるのではないかというところを申し上げておるのです。なぜそういうことを申し上げるかと、今日本でもやはり一番大事なのは何かと、今日本でも徹底した産業振興です。産業振興しなければいけない。ところがこのごろ全国各地をずっと回つて見ても、各地の経済、産業界の中心地で活躍しておられるいわゆる産業人、経済人のおえら方は、それは産業振興をおやりになつてゐることは事実です。事実だが、その中で、日本も大へんハイカラになつたせいもありまして、県だとか市だとか、あるいは財界から金、土地その他を集めて、そうしてどつちかといへば、消費的な傾向を持つような仕事に、文化事業だといふので、ほとんど投資している。たとえば最近でも、テレビのチャンネルのことをお考えになればわかります。あれだけ

百鬼夜行のような状態にしてチャンネルの割当に狂奔されている。あれの裏の方をレントゲンで見ると相当なさまじいものだ。ああいうものを設置する場合においても、必ず県なり市なり、そういうものが介在しているものが多いのです。それは金だけの面じゃないですよ。物もそういうものにくつて動くのです。それだからもうひんしゆくをかつている面も相当あります。そういうものを、これからやろうとする改正法律案によつて同じことを繰り返すということがあるのだ、これは私は、本来ならば、この改正法律案というのは、せつかく作るのだから、もつと厳格な、シビアなものを作らなければならぬとおさまらなものです。これは自分の気分としてはおさまらないのだが、それは私の個人的な感情の問題で、けれども、大蔵省として、少くともこういう意見というものを耳をかして、そうして実際にあやまちなきを期せられるかどうかというところを一つ。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの御意見もここにございませう、地方公共団体であるから地方公共団体を信用してやつて、それが転売をされたという事例が戦後ございまして、非常にわれわれは困つたのであります。学校の用途に充てるからといふので払い下げをしましたところ、学校の用途に充てずに転売をして、検査院の批難事項にもございまして、これらはそれぞれ損害を賠償してございまして、申し上げるまでもなく、地方制度といふものが新しい地方制度に変わっておりまして、この点について相当いろ

いろの制度としても考えなきやならぬかと思つております。ただ時価で売り払ふ場合には、いわゆる先ほど宮澤委員がおつしやいましたような競争入札的に売り払つた場合に、地方団体がそれを入手した場合、これは自由に使用できるのですが、一定の用途に使用するという用途指定をいたしまして、その用途指定に違反した場合、契約を解除いたしまして、原状に回復させるるか、しからずんば、国がこうむつた損害を賠償させるということを厳に勵行いたすつもりでございます。

○平林剛君 粟山委員に關連してお尋ねをしますが、先ほど国有財産を公共団体に譲渡して、その使用目的に反した使い方をしたり、あるいはこれがさらにいろいろな理由で転売をされる。

このことに対してどうするかという政府当局に質問をして答えたわけですね。これ私具体的な事例を幾つか知っておるわけです。あなたは譲渡したときの目的は明確でなければならぬと言われましたが、もしこれに反した場合はどうするか。間接的に反する行為が実際に起きた場合にはどうするか。法律的に何か制限があるかどうか。今お話になったのは、観念的に譲渡したときの使用目的が明確でなければならぬとか、そういうことはいけなしいというだけの行政上の判断だけなのか。それとも法律上にその制限があるのか。この点がちよつと明確でありませんでしたからお聞かせを願いたい。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。この点は国有財産法の第二十九条にはつきり書いております。読み上げますと、「一定の用途に供する目的をもつて普通財産の充払をす

る場合は、当該財産を所管する各省各庁の長は、その買受人に対して用途並にびにその用途に供しなければならぬという期日及び期間を指定しなければならぬ、はつきり明文があるわけではありません。これに反しました場合は、先ほど申し上げたように契約を解除して原状に復するか、しからずんば、もはや原状に復することができない場合は、国がよってこりむつたところの損害を賠償させるといふことをいたしておるわけにあります。

○平林剛君　そういう事実があったと

き、具体的に政府の方では遺漏なく処置されておりますか。

○政府委員（正示啓次郎君） これはやっております。

○平林剛君 私この間法務局の出張所

に出かけまして、登記の実情を見てきたことがございます。狭い事務所でごたごたしておりまして、登記を完了するために多数の国民が押しかけておる。私はああいふ登記の仕方で、土地、建物が転売され、あるいは移譲されておる限りにおいては、いろいろな間違ひが起きるのじゃないかということを心配して帰って来たことがあったわけです。法律的に見ると、これは土地あるいは建物が譲渡され、転売された場合に、登記所へ行けば所有権は移つてしまふ、登記が完了した場合にです。今のお話のように、政府の方では法律に基いておやりになるといふのだが、一方には登記というものがあつて、登記を完了した場合、法律的には所有権というものはその人に移されていつてしまふ。こういう点では——私は法律的に詳しくありませんけれども、非常に処理がめんどうに

なってくるのじゃないか。何か根本的にそこに欠陥があるように思うのであります。現実には今行われておるのではありません、そういう実情で処理が困難になっておるように思うのであります。結局政府の方が負けちまって、あるいは処理するのに長びいてしまつて、めんどろくさい、そうでなくても、人手が足りないのに、なかなか今のお言葉通りに処理できないという実例が多い。私はそういう実例を幾つも知っておるわけです。今そういう言明がありましたけれど、なかなか困難じゃないか。

られますか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは実はかねがねわれわれも、根本的に非常識に、日本の現在の登記制度あるいは台

帳制度、これは御承知のように終戦後
に相当變つております、昔の制度がだ
いぶ變つております。それからもう一
つ變つたのは税制でございます。昔
でございますと、御承知のように地
租、家屋税、これが全部国税でござ
いまして、そうして国が地租、家屋税を
調べまして、民有の土地には全部地租
をかけ、また家屋には家屋税をかけて
おります。国の方の税務署における台
帳は非常に權威を持つておつたわけ
であります。従つて、一方、登記所の制
度とこの今の課税の制度とが相表裏い
たしまして、いわゆる民有地はこれは
有租地である、だから常に、税金を納
めていない土地はすなわち国の土地で
あるというふうな原則が、非常に長い
間確立されておつたわけであります。
それが終戦後に登記のシステムが相当
變りましたし、また、税制も根本的に
變りまして、今は固定資産税という形で

地方税になっております。私は、こういう問題が非常に大きな問題かと思ひます。また、今日、登記の制度というものがあるにアメリカ方式に、形は非常に能率のいいようになっておるのであります。が、囑託をしましてやるのであります。が、登記の権威というものについては、いろいろ今お話のように多少の問題もあるようにも伺っております。そこで、これらは根本的に、昔の二本の制度と今日の制度とどちらがいいか、こういう問題があるかと思ひるのであります。私は少くとも、さよ

るな根本的な問題は、これはひとり大蔵省の国有財産の問題だけではございませんので、土地制度全体、家屋制度全体の問題でござい、ますし、登記制度全体の問題でもござい、ます。また税制全

体の問題でもございますので、一挙に
そうは参りません。そこで、やむを得
ませんので、先ほど御質問のありまし
たような境界の査定あるいは立ち入り
調査というふうな規定を設けていただ
きまして、少くとも、国の所有に現に
なつておつてその実態の不明なもの、
または国の所有ではないかというよう
な相当の疑りに足る理由のあるような
もの、こういふようなものについて一
斉調査をやらうということが、今回の
国有財産法改正の一つの柱でございま
す。そのために予算を、申し上げたよ
うに一億一千万円も思い切つて認めて
いただいたわけであります。これは
終戦後として初めてでございまして、昔
であればやうなことをやる必要はな
い、五年に一回の土地賃貸調査をや
まして、有租地の賃貸価格を調査いた
しますと、おのずから租税のかからな
い土地、すなわち国の土地がはつきり

出てきたのであります。非常に昔の制度というものは妙味があったと思うのであります。それがすっかり変りましたので、やむを得ず、国が自分の土地だけの調査を自分の土地保全という目的でやる、こういうことを一応書いたのであります。今の御質問に対する答えとして少しはずれたかもしれないませんが、私はやはり、それらの点については、それぞれの当局において十分御検討を願わなければならぬような面もあるのではないかと、こういうことも考えておりますが、とりあえずそういうこと

とを待てませんので、大蔵省の国有財産だけは一斉調査をやる、大体三年間にすみからすみまで国有財産を調べ上げよう、こういう態勢を一応とつておるわけであります。

○平林剛君 私の質問は、結局法律上には譲渡したときの目的と反した場合に処理するようになっておる。しかし、實際上には根本的な問題があつて、なかなか困難だ、これが結論になつて、なかなかに思ふのです。昨日の委員会において私が指摘した江戸川区の小岩の六万坪の土地についても同様でありますし、結局どこがその責任を持つのか、反した行為があつた場合に、どこが責任を持つのかということになりますと、雑談の中でもありましたように、きのうの六万坪の問題は、政府の方であるか、政府は国有財産として責任を持つて処分するのか、また、都が立ち入つておる、都が責任を持つてやつてくれるのか、こういうことになりますと、だんだん責任の所在が明確でなく、あいまいになる、こういうことが法律上明らかになつてきても、実際の運用においては、譲渡した目的に反し

たことがあるときに手をつけれない、こういう結果になっていくおそれがあると思いますが、その点についてはどういふふうにお考えになっておりますか、伺いたいと思います。

○政府委員(正示啓次郎君) これは、契約の当事者として、もとより責任者は、はっきりいたしておるわけであり、きりの、御指摘の具体的な事例でございしますが、これは江戸川区長が契約の当事者になっておられますので、江戸川区長といふものをその出先機関とする東京都、これが全責任を持つわけでありまして、われわれは東京都を相手どりまして、一切国損の生じないような処理をいたすつもりでございます。

○栗山眞夫君 次に国有財産特別措置法の一部を改正する法律案、これで伺いますが、ただいま住民の居住の用に供している普通財産たる建物、こういうようなものは、全国で一休何軒ぐらいありますか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの御質問、ちよつと資料を今持ち合せませんが、われわれの方で一応サンプル的な調査はできております。これはちよつと私より一課長が詳しくうかがいますので、一課長からサンプル的な調査の状況を申し上げます。

○説明員(天野四郎君) 全国に、われわれの持つております国有財産のうち、住宅の用に供しますものの資料は手元に持つておりませんけれども、本法案の対象となつております危険な状況にあります建物、その資料は持つておりますので、御参考のために申し上げます。それは全国で、棟数にいたしまして千二百三十八棟でございまして、坪数にいたしまして十一

万三千五百二坪でございます。この内訳にいたしまして、建築基準法の十條の一項に基きまして、たとえ消防庁から、除却とか、移転とか、改築等の適宜の対策を講ずるようにな命ぜられておられますが十六棟、三千九百九十九坪、それからそのような勧告は受けておりませんけれども、保安上危険だと認定されるものが残りの千二百二十二棟、十萬九千五百三坪でございます。

○栗山眞夫君 居住の用に供している普通財産の全戸数といふのは、今資料をお持ちになつていないということですが、数はつかんであるわけですか。

○説明員(天野四郎君) 正確な数はつかんでおりませんが、大体推定できるような数字は持つております。

○栗山眞夫君 その、今問題になつておる家といふのは非常に問題なものなんでしょう、おそろひこれは家賃も取つておられないでしよ、大部分。

○説明員(天野四郎君) この大部分は、地方団体に對しまして無償貸付いたしておられます。しかし、地方団体に於きましては、管理上、若干の使用料は居住者から取つております。

○栗山眞夫君 いや、そりゃないのです、実態は、ほとんど取れていないので、私も、数字をあげると言われないです。それは結局非常に低所得者が入つてゐるから……。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいま栗山委員の御指摘になりましたようなケースも、実はきのうも具体的にござんをいただいたのであります。低所得層で、非常に低廉な家賃を取らうと

ことで、お払いになつていない者もあるやうでありますし、きのうも現場でいろいろお話し申し上げたのですが、御承知のように、住宅扶助という制度が一方あるわけでございますので、どうかこの住宅扶助制度を活用して、取るべき家賃を取らないかといふふうに従来われわれ財産管理の立場から申しとおるものであります。どうもいわけ生活保護でございますが、この生活保護制度の運用が十分にいつておりませんので、低所得層だからといって家賃を取らずに貸している点は、まああるやうに私も承知しております。

○栗山眞夫君 ただいまの問題は、おそらく今までの大蔵省での財産管理から言へば、能力の限界外の問題であつて、手がつかなかつたのじゃないかと、私はそりういふに理解はします。します。その危険戸数といふものは、相当ひどい家が實際あります。現にこの間も、ある地方で、三軒長屋で天井が落ちたために家全体がぐしゃつと横になつてしまつた。中に人が住まつておるのです。これが国有財産です。それで、そりういふので非常に問題だから、整理をされることが私は大へんけつこうだと思ひますが、この法律は今言われた千二百三十八棟全部をやるといふ法律じゃありませんね。そこを明らかに法律にいたしたい。

○説明員(天野四郎君) 全部ではございません。

○栗山眞夫君 そりうしますと、消防庁が除却を命じておるような建物が千二百三十八棟あつて、そのうち第一次公営住宅の敷地を建設するために地方公共団体にどれだけ渡すわけですね。

それは一体どのぐらいの予定ですか。この千二百三十八棟のうち……。

○説明員(天野四郎君) まだ具体的にきまつておりませんが、内々建設省とは協議中でございます。

○栗山眞夫君 そりうすると、その残りはどうされるわけですか。その危険なもの。

○政府委員(正示啓次郎君) この建設省に對しまして、まあ第一次公営住宅の予算のうちから大体五百戸程度といふものは保留してございまして、これを具体的にたとえば昨日委員の方々にごらんをいただきましたようなところに当てはめまして、実行可能なものはできるだけやつていこうという態勢で進めておるのでございしますが、全部が全部参入するに甘くは考へておりません。そこで残つたものをどうするかという御質問、まことにこれは私もとしても放置できないのでございします。この、これは無償でお使いになつておられるやうな地方公共団体の方では、安全な程度のものに補修していただくといふことをやかましく申すつもりであります。そりうなれば、こちらから補助金を出すのでございしますから、こちらからと申しては口幅つたのでございしますが、建設省所管の補助金が出るのでございしますから、ぜひこの補助金でやつてもらいたい。どうだ、どうだといふふうに責め立てていく一つの大きな道具に切めて使つていきたいと思います。こと、今までそりういふことがなかつたもので、すから、責め立てようにも、地方財政が苦しいといわれますと、それきりだつたのですから、今回こりう新しい道を開いていただければ、大いに責

めていきまして、そのかわり、やらないうんなんなら、お前の方の責任で最小限度の補修をしないと、こりういふふうに持つていくつもりでございます。

○栗山眞夫君 今の問題は、この法律に直接関係のないことですが、非常に重要なことなので、どういふふうにしますかね。今の大蔵省の考え方を、これは建設省と十分に打ち合せして、この委員会でも建設省からとにかく明確にしたらなければいかぬと思ひます。とにかく地方公共団体が善意で、やるだけは危険なやつはやりましょ、残つたやつは対策わか

りませんよ、といふことは、これは行政としては非常に片手落ちだと思ひます。しかも住宅建設については、国の相当な予算を取つてやつておるのにかかわらず、一番おひき元がそりうだらしない態度でやるのはよくないと思ひます。これはどういふふうにされるか。今こで、すぐお聞きしよとは思ひませんけれども、建設省とよく打ち合せて、そりうして結論をこの法律案の審議中にこの委員会に一つ述べてもらいたい。そのお約束が願ひますかどうですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは建設省だけでございまして、自治庁財政関係、主計局の地方財政、あるいは理財局の地方資金、いろいろの関係がございします。一つこの点は、私の希望としましては、今までも何もなかつたのを、これだけでもやる誠意を一つ栗山委員にもお認め願つて、これをきのうも委員の方にござんいたいて、これは一刻も早くやらなければいかぬといふ気持ちだつたと思ひます。先にこの法律をお通し願つたあとで、法律の適用のない

やつ対策を考へろということでございます。考へますなら、この会期中に何とか早く考へさしていただくことでお願いしたいと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけ

○栗山良夫君 私の資料に対する答弁、あつちこち相談をして、委員会の審議中に報告しなければ議事進行はしない、こゝろは言つたわけだ

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの栗山委員の御質問、まことにどうもでございますが、私どもとしましては、今回の措置法の改正をお認めいただければ、これによりまして、できる限りの公営住宅の制度と結びつけまして、今お述べのような危険な建物等を整理いたしまして、なお従来管理責任が明確でなかつたような点につきましても、公営住宅として、はっきり管理責任を明確化する、こゝろいふねらいでやつております。つきましては、その残つたものについて、関係の向き向きで相談をして、いろいろここに資料を出すかという御質問でございますが、これはできる限りすみやかに関係の向き向きと話し合ひたいと思ひ存じますが、何分地方財政にも関係がございますが、また今日非常にむずかしい、地方の、何と申しますか、全体の財源措置というふうなことに関連をいたしますので、簡単に中央各省庁が引き受けるというふうなこともむずかしい面もあるかと存じます。しかし方向としては、われわれはさうい

な方向に進みたいという意欲を持っております。この現われとして、今回のような改正をお願いしておりますので、ぜひともできる限りすみやかに関係の向き向きと話し合ひたいと思ひ、その方向に持つていくべく努力をしたい、かように考へる次第でございます。

○栗山良夫君 そつでなくて、戦後、建設した戦災住宅ですら、もう建てかえなければならぬ時期にきていますので、全部……それだから、さういふものから始末をしていかなければ、戦災住宅はどうします。さういふ意味で、金があるかないの問題は相当金はないから、それから、しかも相当金は予算的に措置せられていたのだから、早く関係省と打ち合せをして、さうしてイエスかノーかでないです、ノーならノーでいいでしょう、私ども、意見もあるから……、だからこゝろでちゃんと委員会に報告してもらいたい。それからあとで討論しなければならぬ。さういふふうにお願ひしたい。

○政府委員(正示啓次郎君) できる限りさういふ御希望に沿いたいと思ひますが、一方われわれが今ねら急がれております分の実施が非常に御視察願ひました委員の方々もよくおわかりの通りだと思ひます。つきましては、その回答はむしろ関係の省庁に相談をいたしまして、できるだけすみやかにやるのでありますが、この法律で所期しておりますところの施策は、これは一刻も早くできますことを、われわれとしては希望いたします。わけ

で、これらの点につきましても、あわ

せて御了承願ひたいと、かように考へる次第であります。

○栗山良夫君 この法律を通す通さないといふことは、何も一週間、十日を争う問題じゃないのです。それだから今国会中にはだめですと、さういふことを申し上げているのじゃないかと、そのことだけわかればよろしいと申し上げているのだから、それだから関係省とちよつと打ち合せして、その方向だけ示してもらえば、それでいいじゃないですか。その答があつた中になければ、この法案は審議しないとか否決するとか、さう申しているのじゃないのです。さうでしよう。

○政府委員(正示啓次郎君) 今のお言葉をお返すわけじゃありませんが、ちよつと打ち合せとおっしゃいました、事この財源の問題になりまして、実際にシリアスでございます。建設省と話をし、すぐ自治庁に参りますわけですが、自治庁では待つてましたとばかり、これに要する金が幾らというふうなことになるので、さうしますと、交付税の配分とかいうふうなことで考へなければならぬことになりまして、なかなか簡単ににはいかんと思ひますが、また簡単にやつたようなことでは無責任になるやうでございます。約束をいたしたことは是非実行していただくたいと思ひます。その点につきましまして、本日早速関係省庁と話を開始いたしますが、結論を得てそれを必ず実行するといふ案がでますまでに、しばらく時間の御猶予を願ひたい、さういふことだけ申し上げておきます。

○西川基五郎君 今の速記、あのまま

うやられるとかいふ話、速記に載つて

○政府委員(正示啓次郎君) けつこ

○栗山良夫君 それからも一つ、こ

○委員長(廣瀬久忠君) 国

○政府委員(東條猛君) お手元

ね。その処分は先ほど問題にしましたあれで

二

○政府委員(正示啓次郎君) 第一

○委員長(廣瀬久忠君) 国

○政府委員(東條猛君) お手元

ね。その処分は先ほど問題にしましたあれで

産事業の設備の新設または拡充資金と
いうことになっておりますのを、目
的を、やはり経済交流というところま
で広げていただきますとともに、貸付
対象の事業を、生産事業というものに
制限をするという制限ははずしていな
だきたい、設備の新設または拡充資金
というこのほかに、長期運転資金の

貸付を御追加いただきたいという趣旨でございます。

次に要綱に返りまして、外国政府等に対する開発資金の貸付でございます。外国におきます開発事業等につきましては、次の場合には、外国の政府、政府機関または地方公共団体に対

しまして、直接に、または、本邦法人または本邦人を通じて間接に、その事業に必要な開発資金を貸し付け得ることとしていただきたい。ただし、この場合には、以下の一、二の条件を要するわけでありまして、開発されざる物資が、本邦経済にとって重要な

物資であり、かつ、その大部分が本邦に輸入されることが確実である場合、第二番目は、開発事業のための設備等の大部分が本邦より輸出される場合、この二つの条件を充足いたしまする場合におきましては、外国政府等に対しまして、開発資金の直接または間接の

貸付をお願いしたい、こういうわけでございます。こちらの表の六番の開発事業金融、非常に端折って書いてございますが、それが現行ではございませんが、改正法案では、こういう比較的限定せられた場合をお願いをしたい、こういうわけでございます。

法律案要綱の方に返りまして、償還期限でございまするが、現在の償還期限の最長限は、輸出入金融につきまし

ては、原則は五年、例外の場合は十年まで認めて、それから投資等のその他の融資におきましては、原則は十年まで、場合によって十五年までというこ

とになっております。つまり、原則は輸出入金融は五年、その他は十年と相なっておりますが、原則はやはり現行通りといたしておりますが、契約上の支払い条件、取引の実情または事業収益見込み等の点から、現行制度によりますことが著しく困難な場合で、特に必要あります場合には、この五年、十年の現行の制度を例外的に期限を延ばす。ただし、この場合におきましては、個々の場合のケース・バイ・ケースの実態に即して輸出入銀行で運用いたすことにいたしまして、最長の制限をおかないことをお願いを申し上げます。こ

ういう趣旨でございます。その次は、借入金及び債務保証の限度の問題でございますが、借入金の限度を自己資本の二倍といたしまして、貸付と債務保証の合計額は、自己資本と借入金の限度の合計額をこえないことというをお願いいたしたい、こ

ういう趣旨でございます。現行は大さっぱに申し上げまして、自己資本同額という制限があるというふうに御承知いただきまして、こ

ういう趣旨でございます。増員をお願いいたしたい、こ

ういう趣旨でございます。なお、輸出入銀行の主として業務範囲の問題につきましては、関係各方面、民間の経済団体等からも、いろいろの要望が出ておりますが、こ

午後三時五十七分散会